

弁護士に聴く



弁護士 庄司俊哉

判例から見る 労働トラブルの 防止対策

4



高血圧の従業員に責任ある仕事は任せられない？

現代社会では「生活習慣病」「メタボリックシンドローム」は自己責任のほうです。しかし平成に入ったころから、「企業（雇主）による働かせ過ぎ」も、脳・心臓疾患の原因の一つと考えられるようになってきました。ところで脳・心臓疾患は、高血圧症等がないのに、ある日突然発症することは非常にまれで、むしろ、悪い生活習慣により高血圧症等が徐々に悪化していく、それが脳・心臓疾患の素因となって

発症すると考えられています。そのため、「そもそも高血圧症の素因がある従業員について、どうして企業が発症について責任を持たないといけないのか？」という疑問が生じます。裁判所はこの点について、「基礎疾病（高血圧症等）があるところに、業務による明らかな過重負荷が加わり、それによって基礎疾病が自然経過を超えて著しく増悪させ発症させた場合に、仕事と脳・心臓疾患との因果関係を認める」

としています。
システムエンジニアの男性（当時31歳）が入社以来10年間ほど長時間労働を行い、顧客との調整等で多大な精神的負荷があったところ、自宅にて脳幹部出血で死亡したという事例（システムコン

ます。
さらにこの被害者男性は、入社直後の昭和54年当時最高血圧一四〇、最低血圧九二の境界域高血圧だったのが、平成元年には最高血圧一七六、最低血圧一一二まで悪化したため、会社から精密検査の受診指示を受けていたにもかかわらず、本人が受診しなかった、という事情がありました。そういった事情もあつたのに、企業の賠償責任が認められたのです。ただし従業員にも落ち度があるので、賠償金額は50%減額されました（判決額三三七万円）。



サルタント事件 東京高裁 平成11年7月28日判決）では、東京高裁は「過重な業務を行わせ続けた結果、被害者の有する基礎疾患と相まって、高血圧を増悪させ、ひいては高血圧性脳出血の発症に至らせた」と認定してい

ます。
では、この企業はどうするべきだったのでしょうか。この判決では企業側に、「従業員の高血圧をさらに増悪させ、脳出血等の致命的な合併症に至らせる可能性のある精

神的緊張を伴う過重な業務に就かせないようにするとか、業務を軽減するなどの配慮をするべきこと」を求めています。ただ、企業がここまで配慮をしなければならぬとすると、今後は、高血圧気味の従業員に、血圧が上がりそうなストレス負荷が高い仕事を、指示することができなくなってしまうことが予想され

ず。
将来的には上司が部下に「あと20kg痩せて血圧も適正範囲にならないと君には重要なプロジェクトは任せられない」などと、健康診断の結果も考慮して業務内容や昇進を決める時代が来るかもしれません。貴社は、従業員の健康管理、大丈夫でしょうか？
（福岡宗也法律事務所 所長、元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・伊藤栄章